

丹波山村地域林政アドバイザー業務委託仕様書

1 委託業務名

丹波山村地域林政アドバイザー業務

2 委託期間

委託契約締結日から令和3年3月31日まで

3 事業目的

村内には、伐期を迎えた多くの人工林が存在し、林業の振興、防災対策などの面からも適切な管理が求められる。しかし、適切な管理においては、山林所有者の不在化や林業への無関心、木材価格低迷による林業経営の低迷など、多くの課題が存在する。そうした課題解決のためには、既存の林務行政体制だけでは不十分であり、専門的な知見からの指導が必要である。地域林政アドバイザー業務委託により、当村の林務行政全般にわたった円滑な執行を目的とする。

4 業務委託により実施する業務の内容

①森林環境譲与税および森林経営管理制度に資する業務

(例) 森林環境譲与税を有効活用するための事業案の助言や、森林経営管理制度による村内の人工林の活用への助言など

②丹波山村森林整備計画および構想の作成関係業務

③林地境界の明確化活動、林地台帳システムや伐採届等、丹波山村の林務行政全般に関する支援および助言

④伐採・造林の指導、森林経営計画の認定支援業務

(例) 適正で安全の造林業務を推進するための指導、事業者から提出される森林経営計画の認定支援など

⑤木の駅、薪ボイラー事業など、丹波山村が実施する事業に関する支援業務

(例) 間伐材の利用を推進するために、村内に木の駅を設置し、集まった材を温泉施設の薪ボイラーの燃料として活用している、これらの事業に関する支援など

⑥その他、丹波山村林務行政の推進に資する業務

(例) 林業関係会議への出席や山林所有者との打ち合わせなど

5 業務の進め方

業務委託期間内において、丹波山村の林務行政の推進に必要な業務を推進するものとする。

業務実施に際しては、契約締結後に速やかに十分な打合せ協議を行いながら対象業務を

進めていくものとする。なお、村が所有するデータについては可能な限り提供する。

受託者は、業務遂行にあたり必要となる人員を丹波山村に派遣するものとする。

6 業務のスケジュール

業務委託の期間は契約経穴日より令和3年3月31日までとする。

7 支払い方法

委託金額の月割を毎月15日までに受託者に支払う。

8 契約保証金

なし。

9 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、丹波山村の指示に従うこと。

(2) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護法」に基づき、適切な措置を講ずること。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、常に身分証明書を携行すること。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本村業務担当者と協議し承認を得ること。

(5) その他留意事項

本業務成果物については、明白な成果を示すことが出来ない取組もあるため、取組過程や取組に要した内容、人員の記録、出務等により結果を判定するものとする。

丹波山村は、本業務の内容の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて業務の遂行に当ること。

(6) 著作権等 受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む）がある場合は、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(7) その他

仕様の一部又は全部に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について丹波山村と受託者間で協議し内容を共有するものとする。